

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年5月16日提出

みよし市長 小山 祐

専決第9号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和5年5月8日

みよし市長 小山 祐

記

処分事項

みよし市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

理由

新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う等の業務に従事した職員に支給する防疫手当を廃止するため必要があるからである。

みよし市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

みよし市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和51年三好町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(防疫手当の特例)</u></p> <p>2 <u>職員が次に掲げる業務に従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第2条の規定は適用しない。</u></p> <p>(1) <u>市長が定める場所における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるもの</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う業務又はこれに準ずる業務であって、市長が定めるもの</u></p> <p>3 <u>前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、市長が規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号の業務 3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）</u></p> <p>(2) <u>前項第2号の業務 1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う業務に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円）</u></p> <p>4 <u>同一の日において、第2項各号の業務に従事した場合には、同項第2号の業務に係る手当は支給しない。</u></p>